

大阪大学医学部附属病院 特任臨床工学技士募集要項

職 種	特任臨床工学技士（任期付常勤）【2025年4月採用】
募 集 人 員	若干名
資 格 ・ 条 件 等	臨床工学技士免許所有者 または 2025年4月臨床工学技士免許取得見込者（2025年3月卒業見込の者を含む） ※免許取得見込者は、国家試験不合格の場合、採用内定取消しとなります。
勤 務 場 所	医療技術部臨床工学部門（臨床工学部）
職 務 内 容	臨床工学技士業務全般
勤 務 時 間	1週40時間（4週8休）交代制勤務・夜勤有 主な勤務時間は以下のとおり ① 7時30分～16時15分（8時間） ② 8時30分～17時15分（8時間） ③ 10時30分～19時15分（8時間） ④ 16時30分～翌10時00分（16時間）
給 与 等	本学任期付年俸制教職員（特任等教職員）給与規程による。 年俸制 3,292,200円～3,788,100円（12分の1の額を月額基本給として毎月支給） ※免許取得見込者は免許登録までの間、3,292,200円
手 当	超過勤務手当、夜間診療等手当、通勤手当、緊急診療等呼出手当 ※住居手当、扶養手当、賞与、退職手当の支給はありません。 ※当分の間、基本年俸額を12で除した額に100分の2.24を乗じた額を、看護職員等臨時調整手当として上乗せ支給。
社 会 保 険 等	国家公務員共済組合及び労働保険（雇用、労災）に加入
採 用 予 定 年 月 日	2025年4月1日以降できるだけ早い日
雇 用 期 間	3年（更新の可能性があります、最長で当初採用日から5年まで） ※勤務評価により任期なし常勤職員への登用制度あり
応 募 書 類	(1) 履歴書（写真貼付） 1部 ※職歴については詳細に記入してください。 (2) 臨床工学技士免許証の写し（A4サイズ） または 卒業見込証明書（免許取得見込の場合） 1部 (3) 「臨床工学技士としての抱負」と題し、800字程度でまとめたもの （A4用紙タテに横書き・ワープロ打ち） 1部
応 募 締 切 日	2024年8月9日（金）正午
選 考 方 法 等	第一次選考：書類審査 第二次選考：筆記試験（専門試験、小論文）及び面接試験（第一次選考合格者のみ） ※第一次選考終了後、合否等を本人に通知します。 ※第二次選考の日時については、決まり次第、本院ホームページに掲載します。 ※面接のための旅費及び宿泊費等は応募者の負担とします。
問 い 合 わ せ 先 及 び 書 類 提 出 先	（郵送の場合） 〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-15 大阪大学医学部附属病院総務課人事係 宛 ※封筒表面に「特任臨床工学技士（2025年4月採用）応募書類在中」と朱書きください。

	<p>※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p> <p>※なお、応募書類による個人情報、採用者の選考及び採用後の人事等の手続きを行う目的で利用するものであり、第三者に開示いたしません。</p> <p>※履歴書にはメールアドレスを記載ください。</p> <p>(メールの場合)</p> <p>ibyou-soumu-jinji■office.osaka-u.ac.jp</p> <p>※メール送信時には、■を@に変換してご利用ください。</p> <p>※件名を「特任臨床工学技士(2025年4月採用)応募」とすること。</p> <p>※添付ファイルにはセキュリティ対策を施したうえで送付ください。</p> <p><担当者>人事係 伊藤 06-6879-5026 ibyou-soumu-jinji■office.osaka-u.ac.jp</p> <p>※メール送信時には、■を@に変換してご利用ください。</p> <p>※業務内容に関するお問い合わせや施設見学希望のご連絡は以下までお願いします。</p> <p>担当者:楠本 kusumoto■hp-me.med.osaka-u.ac.jp</p> <p>※メール送信時には、■を@に変換してご利用ください。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>(1) 本学の就業規則掲載場所</p> <p>https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/information/joho/kitei_shugyou.html</p> <p>※試用期間は採用から6か月間です。</p> <p>※募集者は国立大学法人大阪大学です。</p> <p>※お車での通勤は駐車場スペース等の都合により、ご希望通りにならない場合がございます(自転車・バイク通勤は可)。</p> <p>※敷地内原則禁煙</p> <p>大阪大学は、男女共同参画を推進し、女性教職員のための様々な支援を実施しています。</p> <p>http://www.di.osaka-u.ac.jp/</p> <p>以上の労働条件等については、本採用情報掲載時点のものであり、変更の可能性があります。</p>

自己申告書

2024年7月12日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。

*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

事業所名 大阪大学医学部附属病院
事業所所在地 吹田市山田丘2番15号
代表者名 野々村 祝夫 (公印省略)

- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』(LL291115首01)により確認し、理解しました。

チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点(「✓」)を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



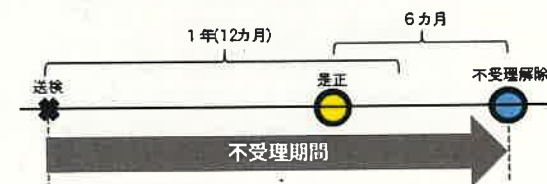
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年(12カ月)が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表*され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



*職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、
③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定【具体的な対象条項】

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

- ・強制労働の禁止
(労働基準法第5条)
- ・賃金関係(最低賃金、割増賃金等)
(労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項)
- ・労働時間
(労働基準法第32条)
- ・休憩、休日、有給休暇
(労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項)

2. 仕事と育児等の両立等に関する規定

仕事と育児等の両立等を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

- ・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
(男女雇用機会均等法第9条第1項、第2項及び第3項、第11条の2第1項)
- ・妊娠中、出産後の健康管理措置
(男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項)
- ・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
(育児・介護休業法第6条第1項、第10条、第12条第1項、第16条、第16条の3第1項、第16条の4、第16条の6第1項、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第25条、第52条の4第2項、第52条の5第2項)
- ・所定外労働等の制限
(育児・介護休業法第16条の8第1項、第16条の9第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第23条第1項、第2項及び第3項、第26条)
- ・妊産婦の坑内業務の制限等
(労働基準法64条の2第1号、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項)
- ・男女同一賃金の原則
(労働基準法第4条)
- ・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
(男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項)

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働者の募集及び求人の申込み並びに労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

- ・労働条件の明示
(労働基準法第15条第1項及び第3項、職業安定法第5条の3第1項(労働者の募集を行う者に係る部分に限る。)、第2項及び第3項)
- ・年少者に関する労働基準
(労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条)

※労働基準法の規定については、労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

※男女雇用機会均等法の規定については、労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

※育児・介護休業法の規定については、労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合も含む。